

学校職員の懲戒処分について

令和3年2月19日
千葉県教育庁教育振興部教職員課
043(223)4036

千葉県教育委員会は、令和3年2月19日教育委員会会議を開催し、以下のとおり、県立高等学校の教諭1名、県立高等学校の校長1名、公立小学校の教諭2名、公立小学校の校長1名に対し、懲戒処分を決定するとともに、公立中学校の会計年度任用職員1名に対する懲戒処分について、報告しました。

I 概要

- 1 (1) 被処分者 男性教諭(31歳)
(2) 所属 県北西部の県立高等学校
(3) 処分内容 免職
(4) 事故の概要 当該教諭は、令和元年11月頃、自校女子生徒1名から学校生活等の相談を校内で受けた際、当該生徒を抱きしめた。また、同2年2月22日(土)頃から同3年1月6日(水)までの間、同生徒とスマートフォンで私的なやりとりをするようになり、校内において体を触るなどのわいせつな行為を複数回行った。
このことは、被害生徒とは別の生徒のセクハラ実態調査の記述について、追跡調査をしたことから発覚した。
(5) 法的根拠 地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
(6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
- 2 (1) 被処分者 男性校長(57歳) ※1の事案の監督責任
(2) 所属 県北西部の県立高等学校
(3) 処分内容 減給6月(給料の10分の1)
(4) 事故の概要 当該校長は、所属職員による自校女子生徒1名に対する校内でのわいせつ事故を防ぐことができなかった。
(5) 法的根拠 地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)及び地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
(6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第2号

- 3 (1) 被処分者 男性教諭(26歳)
(2) 所属 県北西部の公立小学校
(3) 処分内容 免職
(4) 事故の概要 当該教諭は、令和2年11月下旬頃から同3年1月29日(金)までの間、自校教室において、担任する女子児童1名に対し、体を触るなどのわいせつな行為を複数回行った。
また、同3年1月29日(金)午前11時20分頃、同教室において、担任する別の女子児童1名に対し、体を触るなどのわいせつな行為を行った。
このことは、令和3年1月29日(金)午後8時34分頃、校長は、保護者から相談を受けた教頭から報告を受け、同教諭に確認したところ、わいせつな行為を認めたことから、事故が発覚した。
(5) 法的根拠 地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
(6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

- 4 (1) 被処分者 男性校長 (55歳) ※3の事案の監督責任
(2) 所属 県北西部の公立小学校
(3) 処分内容 減給3月 (給料の10分の1)
(4) 事故の概要 当該校長は、令和2年11月下旬頃から同3年1月29日 (金) までの間に発生した、所属職員による自校女子児童2名に対する、校内でのわいせつ事故を防ぐことができなかった。
(5) 法的根拠 地方公務員法第32条 (法令等及び上司の職務上の命令に従う義務) 及び地方公務員法第33条 (信用失墜行為の禁止) 違反
(6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第2号
-

- 5 (1) 被処分者 男性教諭 (36歳)
(2) 所属 松戸市公立小学校
(3) 処分内容 減給1月 (給料の10分の1)
(4) 事故の概要 当該教諭は、令和2年7月11日 (土) 午後9時30分頃、東京都内のパチンコ店において、スロットマシンのコイン投入口に接着剤を流し入れてふさいだことにより、スロットマシン1台を使用できなくなったことから、令和3年2月10日 (水)、器物損壊容疑で書類送致された。
このことは、令和3年1月25日 (月) 午前10時35分頃、校長は、同教諭の器物損壊に関する報告を警察署から電話で受け、同教諭に確認したところ、器物損壊を認めたことから事故が発覚した。
(5) 法的根拠 地方公務員法第33条 (信用失墜行為の禁止) 違反
(6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
-

- 6 (1) 被処分者 会計年度任用職員 (学習サポーター) 松延 正樹 (55歳)
(2) 所属 習志野市立第七中学校
(3) 処分内容 免職
(4) 事故の概要 当該職員は、令和2年11月18日 (水) 午前7時56分頃、通勤のために乗車したJR外房線上り電車内において、JR蘇我駅からJR本千葉駅間を走行中、混雑し、向き合って立っていた女性1名に対し、その手に露出した自己の陰部を直接押し付けた。
このことは、令和2年11月18日 (水) 午前8時15分頃、校長は、同職員と連絡を取った教頭から、痴漢容疑で逮捕されたことを確認したとの報告を受けたことから事故が発覚した。
(5) 法的根拠 地方公務員法第33条 (信用失墜行為の禁止) 違反
(6) 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

II 今後の対応方針等

別紙1 参照

今後の対応方針等について

1 県教育委員会は、「職員の綱紀の粛正について（通知）」を発出し、公立学校の全校長に以下を求める。

(1) 校長は、校内において発生する一連のわいせつ事案が、特定の教職員の資質だけではなく、学校の体質に根差していると非難されてもやむを得ないことに鑑み、部室や空き教室等、校内で死角や密室となる場所を特定の者が私物化していないか緊急点検を行い、不要な私物等が確認された場合には、速やかに撤去するなど改善を図ること。また、使用時以外は施錠をして、みだりに出入りできないようにする等、学校の実情に応じて適切な施設管理を徹底すること。

なお、緊急点検は、P T Aの保護者等、教職員以外の外部の協力を得るなど、第三者の視点を活用して実施すること。緊急点検の実施状況については、別途報告を求めることとする。

(2) 校長は、児童生徒や教職員がわいせつ・セクハラ相談をしやすいよう、校内に「セクハラ相談箱」を設置し、適宜、情報収集を行うとともに、相談内容について、必要に応じて教育委員会と連携して対応すること。

(3) 校長は、県教育委員会が配信する「不祥事防止対策有識者会議」の委員を講師とした「研修動画」を活用して、校内研修を実施すること。研修の実施状況については別途報告を求めることとする。

(4) 校長は、教職員による児童生徒に対するわいせつ事故が、連続して発生していることに鑑み、今回の事故の概要について、職員会議等で速やかに全職員に説明するとともに、以下の点について、改めて面談等をとおして指導を徹底すること。

ア 教職員としての立場を利用して、児童生徒にわいせつな行為をすることは、プロフェッショナルである教職員として絶対に許されない卑劣な犯罪であり、かつ、学校教育への信頼を根底から覆す最も憎むべき行為であることを、全ての教職員が改めて自覚し、わいせつやセクハラ行為をしないという決意を新たにすること。

イ 自校でわいせつやセクハラによる不祥事を絶対に出さないため、教職員（特に各主任等）は、担任業務や部活動業務等において互いに無関心であってはならず、同僚の教育活動で気になることがあれば積極的に声掛けをするとともに、必要に応じて管理職へ相談すること。

ウ 児童生徒の電子メールアドレス等の収集は、わいせつ事案のきっかけになる可能性が高いことから、管理職の許可及び保護者の同意のもとに収集整理簿を活用した収集・削除を行うとともに、緊急やむを得ない業務連絡に限定し、私的なやりとりは行わない等、厳格な運用を徹底すること。

（令和3年1月20日付け、教育長通知参照）